



凡 例	
	地区計画区域
	地区区分界
	A地区・・・軽工業・流通・沿道サービスを主体とする区域
	B地区・・・中低層住宅を主体とする地区
	C地区・・・中低層住宅を主体とする地区
	D地区・・・中低層住宅を主体とする地区
	E地区・・・中低層住宅を主体に沿道利用も行う区域
	F地区・・・中低層住宅を主体に沿道利用も行う区域
	道路境界線より5m後退
	道路境界線より1m後退
	上記指定を除く区域 道路境界線より0.6m後退
	かき又はさくの構造の制限区域